令和８年度 おいたまの郷 事業計画

社会福祉法人 敬友会

【重点項目】

… 令和８年介護報酬臨時改訂をうけて…

１．処遇改善加算の拡充（令和８年６月施行）

職員の賃上げと共に、業務負担の軽減及びケアの質の向上に資する介護現場の生産性向上を一層推進する。

・処遇（賃金）改善
・複数のテクノロジーの導入
・業務改善活動と検証データの提出
・職員間での適切な業務分担
・委員会での検討

２．基準費用額（食費）の改訂（令和８年８月施行）

利用者負担増→コストパフォーマンスに優れた質の高い食事を提供する。

Ⅰ 基本理念

尊厳の保持・自立支援・利用者基準

Ⅱ 行動指針

「人に感謝、人とは利用者、人とは地域の人々、人とは私達です。」

Ⅲ 事業（福祉サービス）の基本的な内容

１．基幹部門

（１）収支差率の管理

生産性の向上

稼働率（利用率）の確保

（２）社会福祉充実計画

社会福祉法人負担軽減事業（制度の普及啓発を含）

職員労働環境改善

利用者生活環境改善

機能訓練の充実・強化

地域交流の活性化

（３）人材確保・人材育成・定着促進

基本姿勢「行動の評価とフィードバック」

学校訪問・企業説明会・就職相談会

インターンシップ

ホームページ・SNS 等活用

（４）人事制度

人事考課・・・行動の評価とフィードバック

介護職員等処遇改善計画

個別面談（職員・部門・法人）

（５）職員の意識改革と資質の向上

役職員研修・・・マナーアップ・基本姿勢を重点に

資格取得支援（介護福祉士・介護支援専門員・社会福祉主事）

（６）地域との交流

イベントの実施（たまフェス‘２６）

地域事業への参加（上郷地区文化祭）

（７）施設の維持・管理

５S（整理・整頓・清掃・清潔・躾）活動

３M（無理・無駄・むら）の排除

自主点検

（８）災害・感染症対策

防災訓練

防災マニュアルのアップデート

置賜地区老人福祉施設ネットワーク活動

福祉避難所開設時の準備

BCP（大規模災害・感染症）研修・訓練・アップデート

（９）地域貢献活動

米沢市社会福祉法人連絡協議会

地域交流拠点整備

圏域コミュニティーセンターとの連携（上郷・万世）

（１０）広報活動

広報誌「郷のたより」発行

ホームページ・SNS

（１１）メンタルヘルス対策

ストレスチェック

相談窓口

役職員研修

（１２）ハラスメント防止対策

役職員研修

相談窓口

カスタマーハラスメントに関する研修

（１３）情報セキュリティ対策

機器・ソフトウェアの管理

ルールのアップデート・周知・研修

２．特別養護老人ホーム

老人福祉法・介護保険法の理念に基づき、要介護者の心身の状況等に応じた適切な施設サービスを提供すると共に、自らその提供するサービスの質の評価を行うことにより、常にサービスを受ける立場に立った事業を実施します。なお、施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、介護、相談・援助、機能訓練、健康管理を行い、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

また、これらの支援の指針となるサービス計画作成担当（介護支援専門員）により入所者の生活の質向上と、よりきめ細かな対応を目指します。

入所検討委員会を定期・臨機に開催し、さらなる公正化・透明化を図ります。

施設での看取りを希望される方が年々増加し、より質の高い看取りケアを提供するために、職員研修や看取り後のケアカンファレンスを充実させ、職員の精神的負担の把握と支援を含めた、「振り返り」を重視した PDCA サイクルを実施し、体制強化と改善を行います。

夜間勤務時間の短縮による職員の労働負荷の軽減効果と、日勤帯の職員増による利用者のケアの充実と満足度向上に繋げます。また、限られた職員でより密度と質の高いケアを提供することを前提に、介護ロボット見守りセンサー等のテクノロジー導入と活用、働き方や働きやすさの改革、業務の効率性や成果を高め、生産性向上の取り組みを行います。

（１） 施設サービス計画に基づいた生活支援

（２） 施設サービス計画の本人と家族への説明

（３） 感染症対策のもとで、趣味・創作活動・行事・レクリエーション等余暇活動を充実させ、単調になりがちな生活にゆとりと潤いを与えます。

（４） 嘱託医の指示のもと、感染症予防、健康状態の把握と管理、疾病の早期発見と治療、受診・入院の対応、残存機能の維持

（５） マニュアルに沿った感染症対策・予防対策の実施

（６） 家族との連携、連絡

生活情報・施設情報の伝達、ストレスフリー面会の実施、ケアプランの説明・同意、行事案内

（７） 自立支援介護の実践
（８） 看取りケアの推進
（９） 科学的介護情報システム（LIFE）の運用とフィードバック
（１０） 歯科医師と連携した口腔・栄養ケアの推進
（１１） 要介護認定申請調査業務（市委託）
（１２） タブレットを活用し、介護情報入力の効率化、会議のペーパーレス化、情報共有・意思決定のスピード化・スマート化（ICT 推進）
（１３） 介護ロボット（見守りセンサー）の活用
（１４） インカムの導入
（１５） 職員の腰痛予防対策の推進（補助用具等導入と活用、予防講習会の開催）

３．短期入所（ｼｮｰﾄｽﾃｨ）事業

介護の必要な利用者が、一時的に施設に入所していただくことにより、利用者の心身機能の維持・向上ならびに家族の身体的および精神的負担の軽減を図ります。

利用者の中には、環境の変化による不安や緊張感を抱く方も多く、安心感を持っていただけるような対応とともに、心身の状態の観察には特に注意を払い、適切な援助を行うように努めます。

（１） 介護サービス計画作成による個別ケアの実施
（２） ご利用家庭との連携を密にしたケアの実践
（３） 新規利用者に対する十分な情報収集と、家族ニーズに合わせた設定
（４） 内部の受入体制の整備・強化（緊急利用・空床利用ほか）
（５） 安全・安心・確実な送迎の実施
（６） 余暇活動の充実
（７） 科学的介護情報システム（LIFE）の運用とフィードバック
（８） 関係機関・事業所との連携、利用率の確保
（９） ケアプランデータ連携システム運用
（１０） 定員回復（10 人→15 人→20 人）

４．通所介護（ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ）事業

介護保険制度の趣旨に沿って、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、通所介護サービスを提供します。

ゆったりとした安全な環境をつくり、住み慣れた地域で家庭生活を継続できるよう、また地域の方からも信頼されるように努めます。

特に認知症高齢者の方に対しては、その特徴をよく理解して観察を十分に行い、安全性を確保して状態の変化に対応します。

また、要支援の方を対象とした「総合事業」、およびチェックリスト対象者に対する「C型事業 プレミアム運動コース」の提供にあたっては、より一層、利用者の意向や生活スタイルを理解した上で、機能訓練指導員によるきめ細かなサービスを提供し、在宅ケアの中心的存在としての機能強化を図ります。

（1） 利用率の早期回復・独自の広報営業活動
（2） 家族との連携のもと、利用者のニーズ、生活スタイルの把握
（3） 日常生活の継続向上のため、目標の設定と実践
（4） 個別機能訓練の実施
（5） ADL維持の取り組みと評価
（6） 科学的介護情報システム（LIFE）の運用とフィードバック
（7） 利用環境・設備等の改善
（8） 安全な送迎の実施
（9） 快適な入浴の実施
（10） 関係機関・事業所との連携
（11） ケアプランデータ連携システム運用

5．訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾌﾟ）事業

心身の障害等のため日常生活を営む上で支障がある高齢者等の世帯に対して、熟練したホームヘルパーが訪問し、身体介護・生活援助などのサービスを提供し、高齢者等が住み慣れた地域で健全な生活を送ることができるよう支援します。

また、要支援の方への総合事業サービスは、より専門性が問われることから、ホームヘルパーの資質向上にも取り組みます。

近年、訪問介護からの撤退事業者が増加する中、在宅介護の砦として、地域に密着したきめ細かな支援を継続していきます。

サービス提供エリア拡大（高畠町）に伴い、より広域型のサービス提供を行います。

（1） 身体介護、生活援助
（2） 看取り期の対応
（3） 高齢者生活支援事業
（4） 利用率向上、広報・営業強化
（5） ニーズの把握、調査研究
（6） 関係機関・事業所との連携、法人内連動強化
（7） タブレットを活用した情報共有と業務効率化促進
（8） ケアプランデータ連携システム運用

６．居宅介護支援事業

介護保険法の理念に基づき、また、社会福祉法人としての使命を果たすことを主眼に、高齢者が居宅にて自立した生活を送れるよう、また介護者が居宅介護できるように、行政・医療・施設・居宅サービス事業者・地域包括支援センター・その他地域の資源の活用も含めて、居宅サービス計画書の作成、介護保険全般の相談業務を行います。

特に利用者の主治医との情報交換や、入退院時の病院への情報提供、情報収集を行い、居宅での生活が継続できるように連絡・連携に努めます。

新たに２４時間の連絡体制を確保し、利用者などからの相談に緊密に対応します。

（１） 面接、電話等による介護の総合的な相談・助言の実施

（２） 各施設、関係機関との連携・連絡・調整により利用者のニーズの把握と継続的支援体制の維持

（３） 要介護認定申請調査業務（市委託）

（４） 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

（５） ケアプランデータ連携システム運用

（６） 福祉用具の紹介、住宅改修等の相談・助言

（７） 実務者研修の受け入れ（特定事業所として体制強化と職員のスキルアップ）

（８） 地区民生委員協議会との連携

（９） 積極的な利用者の新規開拓と収支改善

（１０） タブレットを活用した情報共有と業務効率化

７．地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、心身の健康維持、生活の安定、保健、福祉、医療の向上と増進のため必要な援助・支援を包括的および断続的に行う地域包括ケアの実現をすることを目的とした、総合的な高齢者の相談・支援業務を行います。

対象となる高齢者人口が多い米沢市東部区域を担当し、相談件数も年々増加傾向であることから、適正な労働環境の確保と体制強化・サービス向上を図ります。

（１） 包括的支援事業

・総合相談支援業務

高齢者やその家族が抱える悩みや心配事などへの相談対応。地域包括支援ネットワークの構築、実態把握などの実施。

・介護予防ケアマネジメント業務

介護が必要となるおそれの高い状態にあると認められる 65 歳以上の方への総合事業サービス及び予防サービスに関するケアマネジメント業務。

・権利擁護業務

権利侵害の予防や対応を専門的に実施。高齢者虐待の早期発見や、成年後見制度の紹介、消費者被害対策など。

・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

包括的かつ継続的サービスが提供されるように、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の基盤整備、居宅介護支援事業所の介護支援専門員へのサポートの実施。

（2） 指定介護予防支援事業

介護保険における予防給付の対象となる要支援者への予防給付（訪問介護・通所介護以外）に関するケアマネジメント業務の実施。

（3） 地区民生委員協議会との連携

（4） 地域ケア会議の開催

（5） 認知症サポーター普及・養成活動

（6） 消費生活サポーター普及・養成活動

（7） 介護予防普及啓発事業の実施

（8） 県内医療系養成校より実習生の受入れ

（9） インターンシップの受け入れ

8．そのほかの取り組み

◆ 苦情解決と適切なサービスの提供

利用者に提供する福祉サービスに対する苦情（要望、意見を含む）の申出に対し、迅速、適正な対応をし、円満・円滑な解決を図るために、苦情受付担当者、苦情解決責任者及び第三者委員を設置しています。苦情に対しては、その内容を十分に検討してサービスの向上に繋げていきます。また、利用者や家族が安心してサービスを利用できるように制度の広報にも努めます。

この他、米沢市介護相談員派遣事業を受け入れ、相談員と利用者との交流や第三者視点での介護サービスへの率直な意見をいただくことにより、さらなるサービス向上に努めます。

◆ 委員会

利用者のニーズを十分に把握し、個別のケアを実践していくための、よりきめの細かいサービスが要求されます。

利用者の人権尊重を推進するとともに、生活全般についてそれぞれ調査・検討及び実践する機関として、また自己研修、専門知識の向上のための各委員会を設置します。

食事・口腔衛生委員会

入浴委員会

排泄委員会

行事・レクリエーション委員会

安全・環境委員会

広報委員会

看取り委員会

◆ プロジェクト

ヒヤリハット・事故防止委員会

研修・人材育成プロジェクト

高齢者虐待防止・身体的拘束等適正化検討委員会

喀痰・吸引・経管栄養研修安全委員会

利用率・加算プロジェクト（入所系・在宅系）

BCP 委員会（兼防災対策本部）

生産性向上・職場環境改善プロジェクト（新設）